

神奈川県には選ばれる理由があります。

Why Kanagawa?

Business

SELECT
KANAGAWA

NEXT

神奈川県の実業誘致施策

セレクト神奈川NEXT誕生。

神奈川が
企業立地で
選ばれる4つの理由。

神奈川の競争力。



神奈川県企業誘致施策

「セレクト神奈川100」が

さまざまなサポート体制を強化し、

「セレクト神奈川NEXT」へ進化しました。

西洋文化をいち早く取り込み、

日本の文明開化はここから始まった。

首都東京と絶妙な距離を保ちながら、

独自の魅力を放ちつづける神奈川県。

湘南の海、箱根の山々などの自然環境・・・

首都圏を網羅する鉄道、

高速道路の交通網・・・

そして、進化した企業誘致施策

「セレクト神奈川NEXT」の

支援策で、企業のビジネスを

次のステージへ！

「セレクト神奈川100」による誘致実績



1 未病関連産業

Company Name:
株式会社銀しゃりAddress:
神奈川県相模原市南区Overview:
健康維持を目的とした雑穀米に加え、カリウムやカルシウムを多く含む乳清ごはん等の炊飯・加工

2 未病関連産業

Company Name:
株式会社関東ダイエツクックAddress:
神奈川県小田原市Overview:
機能性表示食品の研究開発とそれを応用した総菜の製造販売

3 観光関連産業

Company Name:
日本テレビ音楽株式会社Address:
神奈川県横浜市西区Overview:
横浜アンパンマンこどもミュージアムの経営・運営

4 先端素材関連産業

Company Name:
共同薬品株式会社Address:
神奈川県秦野市Overview:
プラスチックの付加価値を高める添加剤等の製造販売及び研究開発

5 先端医療関連産業

Company Name:
ジンマー・バイオメット合同会社Address:
神奈川県平塚市Overview:
インプラント(人工関節)や手術用機器等の製造・販売・貸出し・修理・調整

6 IT/エレクトロニクス関連産業

Company Name:
日本エア・リキード株式会社Address:
神奈川県横須賀市Overview:
産業・医療ガス、水素の先端応用技術開発及びオープンイノベーションの推進

7 IT/エレクトロニクス関連産業

Company Name:
株式会社ミズキAddress:
神奈川県綾瀬市Overview:
ネジ、シャフト、その他精密金属加工部品等の製造・販売

8 輸送用機械器具関連産業

Company Name:
株式会社アネブルAddress:
神奈川県小田原市Overview:
自動車エンジン及び部品の試験並びに輸送用機器の研究開発

各種支援制度の概要 (取組期間:令和元年11月1日~令和6年3月31日)

1

企業立地促進補助金

支援対象 ● 県外からの立地 ● 県内再投資 (NEW)
(特区制度活用などの場合はさらに優遇)

- 土地・建物・設備への投資額(消費税を除く)に一定割合を乗じた金額を上限額の範囲内で補助します。
- 補助金額: 投資額の3%(大企業)、6%(中小企業)、上限5億円
ただし、特区制度活用などの場合は投資額の6%(大企業)、12%(中小企業)、上限10億円となります。

2

税制措置

支援対象 ● 県外からの立地 ● 県内再投資

- 不動産取得税の2分の1^{※1}を軽減します。

※1 都市再生緊急整備地域では、地域決定型地方税制特例措置を活用し、不動産取得税をさらに10分の3、または10分の6軽減することにより、最大で5分の4軽減されます。

3

企業立地促進融資

(中小・中堅企業^{※2}のみ)支援対象 ● 県外からの立地 ● 県内再投資
(特区制度活用などの場合はさらに優遇)

- 県が金融機関に対して補助することで、金融機関からの融資を通常よりも低利で受けられます。また、長期・固定の融資条件を設定しています。
- 融資額: 最大10億円
ただし、事業費の80%以内、融資期間20年以内(2年以内の据置期間を含む)
- 利率: 詳細は、金融課(045-210-5681)までお問合せください。

※2 「中堅企業」とは、中小企業者以外で資本金10億円未満の企業のうち企業立地促進融資制度のみを利用することを希望する企業をいいます。

4

企業誘致促進賃料補助金^{※3}支援対象 ● 県外からの立地 ● 県内再投資(外国企業^{※4}のみ)
(特区制度活用などの場合はさらに優遇)

- 補助期間: 6か月(操業開始時点から)
- 補助金額: 賃料(消費税、敷金、礼金は除く)月額額の3分の1、上限600万円
ただし、特区制度活用などの場合は、賃料月額額の2分の1、上限900万円となります。
(下記Bの水素発電所及びCの宿泊施設は除きます。)

※3 宿泊施設は補助対象外になります。

※4 「外国企業」とは、会社法(平成17年法律第86号)第2条第2項に規定する外国会社によって設立された日本法人または日本支店であって、外国投資家が株式または持分の3分の1超を所有している企業をいいます。

特区制度を活用して事業展開を図る場合などには、さらなる優遇制度があります。

- A 特区制度を活用して事業展開を図る場合。
B 薄膜太陽電池の研究開発または製造を行う場合や水素発電所を設置する場合。
C 宿泊施設について、次ページの個別要件に加え、平均客室面積が40㎡以上で、リムジバスの発着所を設置する場合。

認定に必要な要件

【共通の要件】

●着手前(土地・建物等の契約日の前日)であること。^{※5}

●対象産業：未病関連産業

ロボット関連産業
エネルギー関連産業
観光関連産業
先端素材関連産業
先端医療関連産業
IT/エレクトロニクス関連産業
輸送用機械器具関連産業
地域振興型産業(特定地域のみ)[◆]

●対象業種：「製造業」

「電気業(発電所に限る)」
「情報通信業」
「卸売業(ファブレス企業^{※6}に限る)」
「小売業(デューティフリーショップ^{※7}に限る)」
「学術研究、専門・技術サービス業」
「宿泊業(旅館、ホテルに限る)」
「娯楽業(テーマパークに限る)」

※対象となる産業や業種については、投資施設内の製造品や取引先などから総合的に判断しております。詳細は、企業誘致・国際ビジネス課までご相談ください。

◆については下記を参照ください。

【個別の要件】

	全業種(旅館・ホテルを除く)	旅館・ホテル
投資額 ^{※8}	大企業20億円以上 中小企業5千万円以上	-
常用雇用 ^{※9}	大企業50人以上 中小企業10人以上(特定地域における賃料補助事業については5人以上) [◆]	-
その他	小売業は、関税法第42条に基づく保税蔵置場の許可を受けること	①【横浜、川崎地域】 客室100室以上 【その他の地域】 [◆] 客室30室以上 ②平均客室面積20㎡以上 ③国際観光ホテル整備法(昭和24年法律第279号)に規定するホテル、旅館の施設基準を満たしているもの(操業開始時の登録が必要) ④日本政府観光局認定外国人観光案内所の設置の要件を満たすこと(操業開始時の設置が必要)

外国企業^{※4}には、さらなる支援メニューをご用意

ワンストップ・サービス

外国企業の皆さまの県内進出・拠点設置に関しては、日本貿易振興機構(ジェトロ)、県内市町村、その他関係機関との連携により、ご相談をお受けします。また、法人登記、ビザ申請など企業立地のために必要な手続きや、オフィス選びなどもお手伝いします。

外国企業のニーズに応じた支援

投資環境の案内

神奈川県を進出先の候補地として検討している外国企業を対象に、不動産情報の提供や候補物件の現地案内などの支援をしています。

スタートアップ・オフィスの無料貸出し

外国企業のスタートアップのため、50営業日の間、事務所(神奈川ビジネスサポートセンター:IBSCかながわ)を無料で貸し出しています。

レンタルオフィスの貸出し

外国企業のビジネス展開のため、最大3年間、リーズナブルな料金でオフィスを貸し出しています。
(面積:約17~22㎡、月額賃料:約4万7千円~6万円)

外国企業立上げ支援事業

県内に拠点設立などを行う外国企業に対して、次の経費の2分の1を補助します。(上限200万円)

- ① 在留資格取得経費
- ② 拠点設立及び各種届出経費
- ③ 人材採用経費
- ④ ①~③に関わる通訳翻訳経費

企業誘致促進賃料補助金

外国企業が県内に事業所などを設置する場合は、常用雇用者は5人以上(うち少なくとも3人は日本人または定住者等)であることなど、要件が緩和されます。賃料の補助金額は、月額の1/3を6か月、上限600万円。ただし、特区制度を活用して事業展開を図る場合は、賃料月額の1/2、上限は900万円となります。

進出時のPR

プレスリリースの提供

県のサポートを受け県内に進出された際には、企業の概要について県から記者発表を行い、PR活動を支援します。

進出後のフォローアップ

外資系企業サポート・セミナーの開催

県内進出後のサポートの一環として、進出後に必要な情報に関するセミナーやネットワークの拡大を図るための交流会を開催します。

県職員が駐在している海外事務所

お気軽にお問合せください。

東南アジア事務所(シンガポール)

JETRO Singapore Kanagawa Division
16 Raffles Quay, #38-05 Hong Leong Bldg,
Singapore 048581
TEL: +65-6221-8174

北米事務所(米国ニューヨーク)

JETRO New York Kanagawa Division
565 Fifth Avenue, 4th Floor, New York,
NY 10017 U.S.A.
TEL: +1-212-997-0400

大連・神奈川経済貿易事務所(中国)

大連市中山区勝利広場18号
大連九州国際大酒店612号室
電話+86-411-8230-1906

地域限定支援メニュー **NEW**

支援対象産業の拡充

対象地域(特定地域)	横須賀・三浦地域(横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町) 県西地域(小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町)
対象産業	地域振興型産業
対象業種	製造業(食料品、飲料製造業)

賃料補助金に係る雇用要件の緩和

対象地域(特定地域)	横須賀・三浦地域(横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町) 県西地域(小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町)
対象産業	共通の要件に同じ
対象業種	共通の要件に同じ
雇用要件	大企業 50人以上 中小企業 5人以上

宿泊施設の客室数要件の緩和

対象地域	横浜市、川崎市以外の地域
対象産業	観光関連産業
対象業種	宿泊業(旅館、ホテルに限る)
要件	①客室数30室以上、②平均客室面積20㎡以上、③国際観光ホテル、④JNTO外国人観光案内所・総客室面積が600㎡以上で②~④の要件を満たす宿泊施設も対象 ・立地に当たっては、個別案件毎に市町村の意向を確認

※4 「外国企業」とは、会社法(平成17年法律第86号)第2条第2項に規定する外国会社によって設立された日本人または日本支店であって、外国投資家が株式または持分の3分の1超を所有している企業をいいます。

※5 土地を取得する日又は事業所等の設置工事に着手する日のいずれか早い日の前日までに申請書を提出する必要があります。

※6 「ファブレス企業」とは、自らは製造を行わず、自己の所有に属する原材料を下請工場などに支給して製品を作らせ、これを自己の名称で卸売をする「製造問屋」が対象となります。

※7 「デューティフリーショップ」とは、関税法(昭和29年法律第61号)第42条による保税蔵置場の許可を受けた小売業になります。許可は、操業開始までに得ることが必要となります。

※8 企業誘致促進賃料補助金のみを支援を希望する場合は、投資額要件はありません。

※9 事業所などの操業に伴い雇用される常用の従業員で、雇用期間の定めがなく、かつ、雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定に基づく雇用保険の被保険者となったことの届出を行い、同法第9条第1項の確認を受けた、同法第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者又は同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者になります。なお、外国企業又は横須賀・三浦地域若しくは県西地域に立地する中小企業で、企業誘致促進賃料補助金のみを支援を希望する場合は、雇用要件が緩和されます。

各種支援を受けるためには、「認定に必要な要件」に該当し、審査会の意見を踏まえ、事業認定または交付決定を受ける必要があります。詳細は裏表紙のQ&Aをご参照ください。

神奈川の競争力。

神奈川が**企業立地**で選ばれる**4**つの理由。



理由 2

交通網の優位性、全国第2位の生産年齢人口など圧倒的なポテンシャル

メガマーケット東京はもとより、中部圏、関西圏、そして全国へ。神奈川県は、道路・鉄道網の整備により、群を抜くアクセスを誇ります。また、生産年齢人口は約580万人で全国第2位と、人材力も魅力です。

群を抜く道路・交通網

- さがみ縦貫道路の全線開通に続き、今後も新東名高速道路などの開通が予定されており、広域交通の利便性が一段とアップ。
- 24時間国際空港化により、ますます利便性がアップした羽田空港に近接。
- 横浜港や川崎港などによる活発な国際貿易。



全国第2位の生産年齢人口

県内生産年齢人口は約580万人で全国第2位となっています。



学術・開発研究機関も集中

神奈川県内にある学術・開発研究機関で働く人の数は、約63,000人で全国第1位。学術・研究開発機関の事業所数は全国第2位となっています。

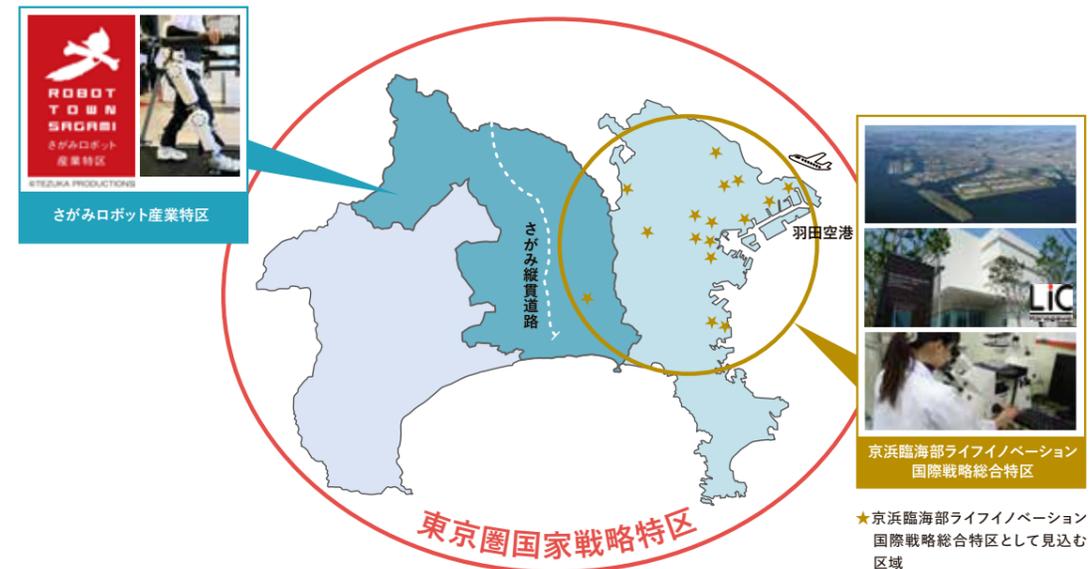
豊かな自然環境

横浜に代表される大都市。そして鎌倉や箱根などの名だたる観光地。それらが丹沢や津久井などの緑豊かな自然と融合しています。

理由 3

「3つの特区」で地域経済のエンジンを回す

神奈川県には「さがみロボット産業特区」と「京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区」の2つの総合特区に指定された地域があります。さらに、平成26年5月には神奈川県全域が「東京圏国家戦略特別区域」に指定されました。これら3つの特区や県西地域活性化プロジェクトなど、全県で超高齢化における課題に挑戦する「ヘルスケア・ニューフロンティア」に取り組んでおり、健康寿命日本一と新たな市場・産業の創出を目指しています。



理由 4

県独自の規制緩和や、市町・関係団体が一丸となって立地をサポート

神奈川県では土地利用などについて、県独自の各種規制緩和を行っています。また、県内市町及び関係団体などと連携し、「神奈川県企業誘致促進協議会」を設置。一丸となって、企業立地をお考えの皆さまのサポートに取り組んでいます。

環境アセスメント制度について、工場等を建設する際の面積要件の緩和(3ha以上から10ha以上へ)や、手続き期間の短縮を実施。

市街化調整区域の中の「工業系特定保留区域」において、一定の要件を満たす工場、研究所、本社機能を有する事業所が、立地可能となる新たな仕組を構築。(開発許可基準の制定)さらに産業用地の確保を図るため、県と市町が連携。市街化調整区域のうちインターチェンジ周辺の幹線道路沿道などに工場の立地を認める新たな規制緩和による取組みを推進。

新たな開発許可基準等により「工業系特定保留区域」に工場などが立地した場合、敷地を有効活用できるよう、必要な緑地面積の割合を引き下げ。(40%~20%から一律20%以上へ)

県・市町・関係団体が連携してサポート! 神奈川県企業誘致促進協議会

構成団体： 横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、寒川町、大井町、山北町、開成町、愛川町、株式会社横浜銀行、神奈川県

詳しくはHPへ [かながわ産業立地情報](#) [検索](#)





Q1. 自社の事業が、支援を受けるための共通の要件である「対象産業」「対象業種」に該当するのかわからない。未病関連産業とはどのような産業ですか。

A1. 「対象産業」および「対象業種」については、新たに立地する事業所などでの生産品（部品製造の場合は、最終製品）、御社の主要取引先企業はどういった企業か、などにより総合的に判断しています。まずは、企業誘致・国際ビジネス課までご相談ください。
また、未病関連産業とは、食品その他の心身の状態の改善に資するものに関連する産業となります。例えば、食品、健康器具、血圧計、運動用具などの製造業が該当します。

Q2. 「県外からの立地」の定義はありますか。

A2. 以下のいずれかに当てはまる投資計画が「県外からの立地」となります。

- ① 県内に事業所のない事業者が県内に事業所を設置する場合。
- ② 県内の事業者が既存の県内事業所が行っていた事業の産業と異なる産業のための事業所を設置する場合。
- ③ 県内事業者が既に設置している事業所とは異なる種類（種類：本社機能を有する施設、工場、研究所、営業所、小売店舗、ホテルなどの施設の区分）の事業所を県内で初めて設置する場合。
- ④ 県外の事業所を県内に移転する場合。
- ⑤ 県内の事業所などと県外事業所が統合する場合。（県内事業所と補助対象となる事業所が別の建築物であっても、県内の事業所の敷地内に県外の事業所が設置される場合も含む）

Q3. 支援制度活用までの流れを教えてください。

A3. 以下の①～⑥の流れになります。

- ① 事前相談で、事業計画の詳細について伺います。
- ② 着手前（一般的には土地・建物等の契約日の前日）に申請書をご提出いただく必要があります。
- ③ 外部の有識者等による審査会において、事業計画等を審査し、認定の可否を判断します。
- ④ 審査会から10日前後で事業認定又は交付決定を行い、同日に認定又は決定した旨の記者発表を行います。
- ⑤ 操業開始日（事業計画に基づく投資額の支払いが完了し、計画上の雇用者数が確保された日）から30日以内に操業開始届をご提出いただき、その後完了検査を実施します。
- ⑥ 融資については、認定後、「操業開始/完了検査」を待たずにご利用いただけます。

Q4. 支援事業のさらなる優遇制度が適用される「特区制度を活用して事業展開を図る場合など」とはどのような場合ですか。

A4. 以下のいずれかの事業を、新たに立地する事業所などが実施する場合に対象となります。

- 「国家戦略特区」の「区域計画」に定める特定事業を実施する場合。
高度医療に係る医薬品、医療機器の研究開発、再生医療の研究開発、医療、介護用ロボットの研究開発などの特定事業について、特区の特例、支援措置を受けて事業展開する場合などが該当します。
- 「さがみロボット産業特区」の特定地域活性化事業、または一般地域活性化事業を実施する場合、もしくはそれらの事業の支援を受けて行う事業
生活支援ロボットの実証実験などについて、特区の特例、支援措置などを受けて事業展開する場合などが該当します。
- 「京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区」の特定国際戦略事業または一般国際戦略事業を実施する場合、もしくはそれらの事業の支援を受けて行う事業
革新的医薬品・医療機器の開発・製造と健康関連産業の創出に資する事業などについて、特区の支援・特例措置を受けて事業展開する場合などが該当します。
- 「さがみロボット産業特区」における重点プロジェクト。
- 「さがみロボット産業特区」における神奈川版オープンイノベーションでの共同研究開発プロジェクト。
- 市町村が実施する特区制度などを推進するための支援制度を活用した事業。

Q5. 補助金を受けた場合、操業に関しての条件はありますか。

A5. 企業誘致促進補助金の交付を受けた場合は、操業開始から10年間、また、企業誘致促進賃料補助金は操業開始から2年間、継続して要件を満たしていることが必要となります。なお、これに違反した場合は、原則として、補助金は全額返還となります。

ご相談はお気軽に！



神奈川県産業労働局産業部 企業誘致・国際ビジネス課
〒231-8588 横浜市中区日本大通1
TEL. 045-210-5573
(外国企業の方:045-210-5565)
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/pw3/index.html>



2019年10月発行